学内発表会での注意点 知的財産権が発生する研究成果がある場合

研究成果に企業等での事業化に繋がる可能性のある場合、学内発表会等での発表前に、まず特許出願をしておく必要がある。

特許出願前に、国内外において、発明が、公然に知られ、公然に実施(生産、使用など)され、頒布された刊行物に記載され、 またはインターネット上で公開された場合、特許を取得するための要件である「新規性」が失われ、特許は取れなくなる

特許出願が間に合わない場合は、秘密保持手続きの必要がある

[学生・教員] 主催者に秘密保持の手続 依頼

> 特許要件の 新規性を維持

「主催者] 非公開の発表会であるこ とを担保し、配布資料も 秘密扱い

秘密保持

「発表参加者] 秘密保持誓約書に署名

第三者に開示しない

- ・秘密とすべき情報と期間を確認
- ・発表および配布資料に明記
- ・案内に非公開と明記

オンライン開催の場合

- ・不特定人がいる場所からの参加不可
- ・画面の録音・録画・撮影は禁止
- ・オンラインのセキュリティ上のリスクを考慮し、共同研究先に承諾を得る

【相談窓口】

研究推進部連携推進課知財グループ ksui-chizai@office.kobe-u.ac.jp 内線5392, 2391